

京都市告示第 5 7 5 号

京都市建築基準条例第 4 3 条の 5 の規定により、特定通路を指定しましたので、告示します。

なお、これに伴い、平成 2 5 年京都市告示第 1 4 1 号は廃止します。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

1 特定通路の位置

建築基準法施行規則第 1 1 条の 4 第 2 項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において閲覧に供する指定道路図において、赤紫色で表示する部分。

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

附 則

この告示は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築指導課)